

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
普通年金事務所 ☎0877-62-1662

**国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある皆さんへ**  
国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の額が少なくなります。  
そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納する）ことができます。  
ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古いものから納めることとなります。  
**申し込みの手続き**  
年金手帳またはマイナンバーカード（通知カード可）、本人確認ができるもの、印鑑を持って、市民課、各支所または年金事務所の手続きをしてください。  
**ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度**  
60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない人や、40年の納付済み期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない人で、厚生年金や共済組合に加入して

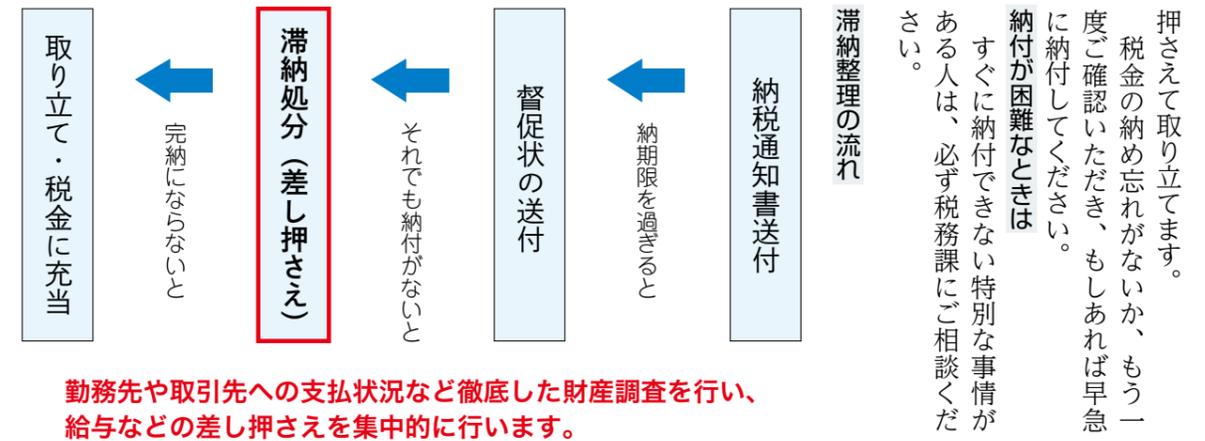
**社会保険労務士による無料年金相談**  
●日時・場所  
9月11日（水）午前10時～午後3時  
危機管理センター  
●持っていくもの  
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。  
●問い合わせ  
街角の年金相談センター高松オフィス  
☎087（811）6020

くらし

税の滞納は許しません！あなたの財産を「差し押さえ」ます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

**STOP! 滞納!**  
市民の皆さんが納めた税金は、福祉、教育、環境、防災などの身近な行政サービスや事業を実施するうえで大切な財源です。税金の滞納は財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすだけでなく、納期限内に税金を納めていない多くの市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。  
**9月から12月は『滞納整理強化期間』**  
財源を確保し、納税モラルの向上を図るため、県と市では、9月から12月を県下一斉の「滞納整理強化期間」と定め、滞納となっている税金について、財産の差し押さえを中心とした滞納整理に集中的・積極的に取り組みます。  
納期限までに税金を納付されなかった人には、督促状や催告書を送付して、自主納付をお願いしていますが、それでも納付されていない場合は、全ての対象者に対して、勤務先や取引先への支払状況の調査などの財産調査を行ったうえで、給与や売掛金、預貯金などの財産を差し押さえ



くらし

道路上に張り出した樹木などの伐採をお願いします

▶問い合わせ 建設港湾課 ☎73-3043

道路を安全に利用していただくために、道路上に張り出している樹木などの伐採について、ご理解とご協力をお願いします。  
次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木などの剪定をお願いします。  
・道路、歩道へ樹木などが張り出している  
・枯れ木、折れ木などにより通行への障害がおきる恐れがある  
・竹木などの繁茂による通行への障害がある  
※道路や歩道に張り出している樹木または倒木などが原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者の責任を問われる場合があります。  
※作業時は通行車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。  
※緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することができます。

くらし

固定資産に異動があったときは届け出が必要です

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

**家を新築・増築したとき**  
家を新築または増築したときは、税務課へ連絡してください。  
家屋評価に伺い、現地確認をして評価額を算出します。  
固定資産税は翌年度から課税されます。  
**家を取り壊したとき**  
家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を提出してください。  
**未登記家屋の所有者が変わったとき**  
売買・相続・贈与などにより未登記家屋の所有者が変更したときは、「名義人変更届出書」を提出してください。  
**土地・家屋の用途が変わったとき**  
土地や家屋の用途が変わったときは税務課へ連絡してください。  
届け出が必要な場合があります。土地および家屋の税額が変更になる場合があります。  
**提出先**  
税務課または各支所